

松江キャンパスにおける授業及び定期試験の休講措置に関する取扱い

(平成20年1月21日 学長決裁)

(令和7年9月2日 一部改正)

この取扱いは、暴風、暴風雪及びその他の自然災害等による学生の事故を防止するため、気象警報及び「避難情報に関するガイドライン（内閣府（防災担当））」における警戒レベル発表・発令時等における授業及び定期試験（以下「授業等」という。）の休講等に関し、必要な事項を定める。

1. 島根県松江市において、気象庁から暴風警報、暴風雪警報、特別警報（高潮及び波浪は除く。）が発表又は島根県松江市から「避難情報に関するガイドライン」における警戒レベル4（避難指示）以上（以下「気象警報等」という。）が発令された場合、当日のその後に開始する授業等を休講とする。ただし、次の場合は、授業等を実施する。

（1）午前7時までに気象警報等が解除された場合は、平常どおり授業等を実施する。

（2）午前11時までに気象警報等が解除された場合は、5・6時限目の授業等から実施する。

なお、授業等の実施中に気象警報等が発表又は発令された場合は、適切な方法によりキャンパス内に周知する。

2. 教育実習、介護等体験等の場合は、各実習先又は担当教員の指示に従うものとする。

3. 気象警報等の発表・発令及び解除の確認は、気象庁のホームページ、松江地方気象台への電話による照会又はテレビ・ラジオの報道によるものとする。

4. 1に定めるもののほか、次の各号に掲げる場合には、適切な方法によりキャンパス内に周知し、臨時に全部又は一部の授業等を休講とすることがある。

（1）学校保健安全法に規定する感染症の予防上必要があると学長が認めた場合。

（2）上記以外の場合で、学長が緊急に休講する必要があると認めた場合。

5. 1、2及び4の定めにより休講とする場合における授業実施の特例として、以下に該当する授業は、学生の安全確保を最優先としたうえで、授業担当教員の判断で実施することができるものとする。

（1）同期型授業として実施する遠隔授業。ただし、気象の影響、オンライン環境の不備、または避難等により、やむを得ず授業に出席できない学生については、補講等の必要な措置を講ずるものとする。

（2）非同期型授業として実施する遠隔授業。

（3）面接授業のうち、上記（1）又は（2）に変更し、実施方法の変更を受講者全員に周知できるもの。

6. 休講に伴う補講の取扱いは、松江キャンパスにおける開講科目は教育を担当する副学長が、出雲キャンパスにおける開講科目は医学部長が別途決定するものとする。

7. 教育を担当する副学長は、松江・出雲両キャンパス間の同一授業において、一方のキャンパスの休講措置により、学生が授業等を受けることができなかった場合は、必要な措置を講ずるものとする。

8. 暴風及び暴風雪以外の自然災害等により、通常の通学経路において利用する公共交通機関が運

休又は遅延したことを理由として、学生がやむを得ず授業を欠席した場合、授業担当教員は、当該学生に不利益が生じないように、必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この取扱いは、平成20年4月1日から実施する。

附 則（平成22年6月22日 一部改正）

この取扱いは、平成22年6月22日から実施する。

附 則（平成25年9月15日 一部改正）

この取扱いは、平成25年10月1日から実施する。

附 則（平成25年12月27日 一部改正）

この取扱いは、平成26年1月1日から実施する

附 則（令和5年5月22日 一部改正）

この取扱いは、令和5年5月22日から実施する

附 則（令和7年9月2日 一部改正）

この取扱いは、令和7年9月2日から実施する。